

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

1 趣旨

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 47 号）により、児童福祉法の一部が改正され、同法に乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する規定が新設されました。

乳児等通園支援事業は、保育所等に通っていない 0 歳 6 か月から満 3 歳未満のこどもが、月一定時間までの利用可能枠の中で、保育所や幼稚園等を利用することができる制度です。

乳児等通園支援事業の新設に伴い、国から「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」（令和 7 年内閣府令第 1 号、以下「基準府令」という。）が示されたことから、本市においても、基準府令を踏まえ、条例を新たに制定します。

2 条例案

本市においては、基準府令で定められた基準のほか、地震その他の非常災害に備え、利用乳幼児のための物資の確保を努力義務とすること及び暴力団排除に関する内容を加えます。

(1) 内閣府令の基準に基づき規定する主な内容

ア 職員の知識及び技能の向上等（基準府令第 10 条）

乳児等通園支援事業の職員は、制度の趣旨を踏まえて、専門性が発揮できるよう、必要な知識や技能の修得、維持及び向上に努めるとともに、実施事業者は、そのための研修等の受講の機会を確保する必要があります。

条例案
第 11 条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

イ 利用乳幼児を平等に取り扱う原則（基準府令第 12 条）

利用するこどもの国籍、信条、社会的身分又は利用料の減免の有無によって、差別的な取り扱いを行うことを禁止します。

条例案
第 13 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的な取扱いをしてはならない。

ウ 虐待等の禁止（第 13 条）

職員によるこどもへの虐待行為を禁止します。

条例案
第 14 条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

エ 乳児等通園支援事業に配置する従事者及びその員数（第 22 条及び第 25 条）

（ア）一般型乳児等通園支援事業所

一般型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園及び地域子育て支援拠点等で、乳児等通園支援事業のために、専用室を設けるなどにより、新たに利用定員を設定して実施する事業です。

乳児おおむね 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳未満の幼児おおむね 6 人につき 1 人以上とし、そのうち半数以上は保育士とします。なお、利用児童数にかかわらず、原則として、常時少なくとも、2 人以上の職員配置が必要です。

（イ）余裕活用型乳児等通園支援事業所

余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園、地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く）において、利用定員の空き枠を活用し実施する事業です。

各施設・事業所の職員配置基準と同等の人数配置が必要です。

条例案
第 23 条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。
2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児おおむね 6 人につき 1 人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所 1 につき 2 人を下ることはできない。
第 25 条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる条例の定めるところによる。 (1) 保育所及び認定こども園 木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 9 月 27 日本更津市条例第 17 号） (2) 家庭的保育事業等を行う事業所 木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 9 月 27 日本更津市条例第 18 号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（2）本市独自に規定する内容

ア 乳児等通園支援事業者と非常災害（基準府令第 6 条）

木更津市地域防災計画に定める防災ビジョンの目標を踏まえて、地震その他の非常災害に備え、利用乳幼児のための物資の確保を努力義務とする内容を追加します。

（下線部が条例案での追加部分）

条例案	基準府令
-----	------

第 7 条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。	第六条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。
2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月 1 回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。	2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月一回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。
3 乳児等通園支援事業者は、地震その他の非常災害に備え、利用乳幼児のため、物資の確保に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	

イ 職員の一般的要件（基準府令第 9 条）

木更津市暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 24 日木更津市条例第 5 号）の内容を追加します。

（下線部が条例案での追加部分）

条例案	基準府令
第 6 条 乳児等通園支援事業に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	第九条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。
2 乳児等通園支援事業者が乳児等通園支援事業に従事させようとする職員は、木更津市暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 24 日木更津市条例第 5 号）第 2 条第 1 号の暴力団、同条第 2 号の暴力団員、同条第 3 号の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。	

3 施行日

公布の日

（改正児童福祉法に基づく新たな給付制度の開始日（令和 8 年 4 月 1 日）以前の日付とする。）

4 パブリックコメント（意見公募）の実施

条例案の市議会上程に先立ち、市議会申し合わせ事項により、あらかじめ議員全員協議会等において説明することとされていますので、令和 7 年 9 月議会において、説明を実施し令和 7 年 12 月議会へ上程する予定です。

また、意見公募手続の実施については、「広報きさらづ」、「市公式ホームページ」、「デジタルサイネージ」等で周知を行います。意見公募期間は、令和 7 年 9 月下旬から 10 月頃となる予定です。